

社会福祉法人昭和村社会福祉協議会 管理職員の専決事項の基準

事務処理規程第6条第2項の規定に基づき、事務局次長及び主管係長の専決事項を次のとおり定める。

1. 事務局次長の専決事項

- (1) 日常的な事務局内業務の処理に関する事
- (2) 1日限りの係長の出張命令及び私用車使用に関する事
- (3) 1日限りの係長の年次有給休暇の承認に関する事
- (4) 係長の勤務、その他服務に関する事
- (5) 1件の金額が1万5千円未満及び合計金額が5万円未満の支出並びに1件の金額が1万5千円未満の収入に関する事
- (6) 軽易な通知等の処理に関する事
- (7) 事務局内の事務連絡及び事務処理に関する事
- (8) その他前各号に準ずる事項

2. 係長の専決事項

- (1) 日常的な係内業務の処理に関する事
- (2) 1日限りの所属職員の出張命令及び私用車使用に関する事
- (3) 1日限りの所属職員の年次有給休暇の承認に関する事
- (4) 所属職員の勤務、その他服務に関する事
- (5) 1件の金額が5千円未満及び合計金額が2万5千円未満の支出並びに1件の金額が5千円未満の収入に関する事
- (6) 特に軽易な通知等の処理に関する事
- (7) 係内の事務連絡及び事務処理に関する事
- (8) その他前各号に準ずる軽易な事項

附 則 この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 この基準は、令和2年4月1日から施行する。